

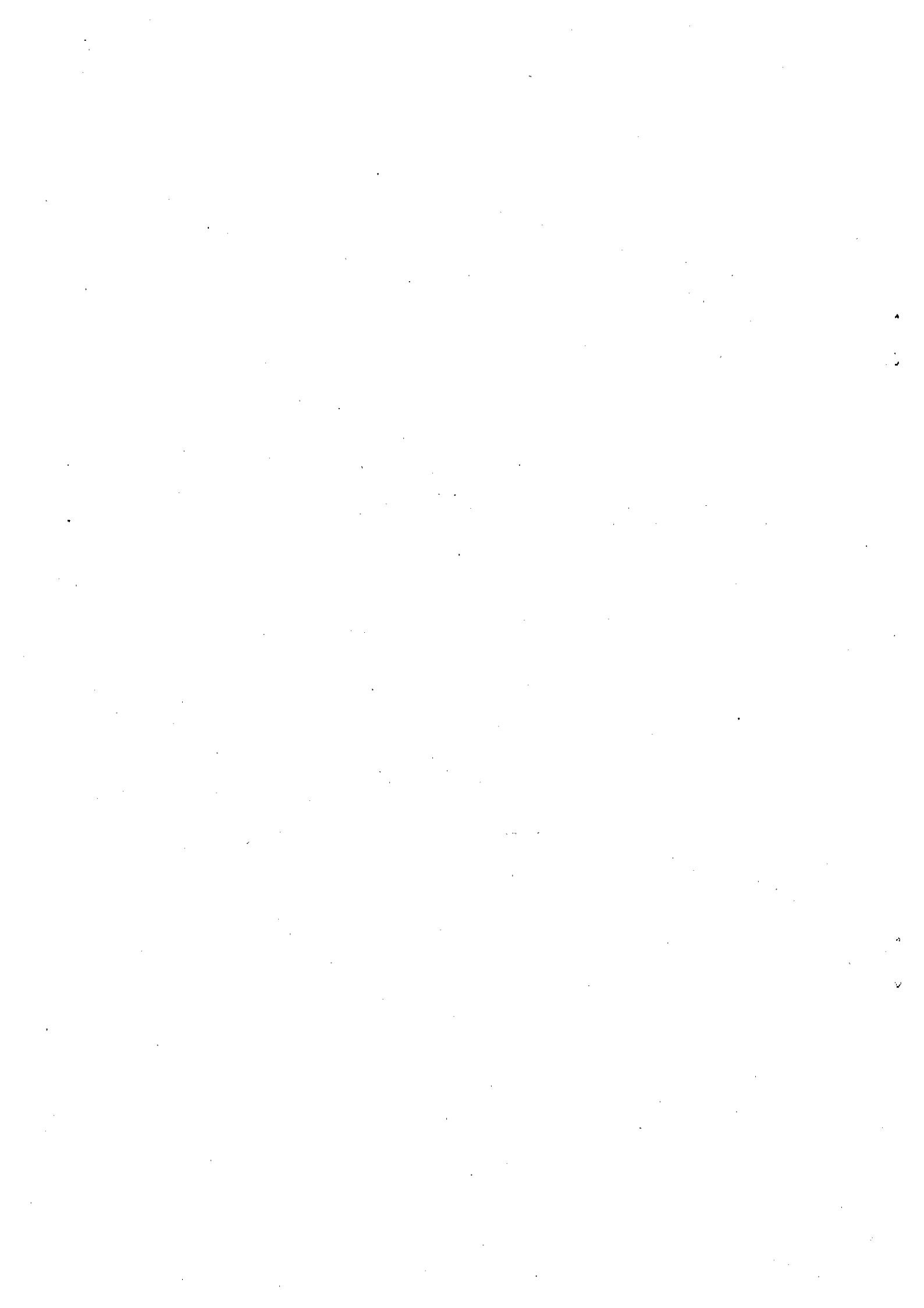
# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成27年12月1日)

## 【 件 名 】

- 1 「鳥取県生活困窮世帯等の子どもの教育環境向上のための推進協議会」の開催概要について  
(福祉保健課)・・・1
- 2 社会福祉法人あすなる会における損害賠償請求訴訟の終結について  
(福祉保健課)・・・2
- 3 平成26年度就労系障害福祉サービス事業所の工賃結果について  
(障がい福祉課)・・・5
- 4 「平成27年度水福連携モデルエリア運営事業御崎漁港水産加工所」の開所について  
(障がい福祉課)・・・6
- 5 「あいサポート・アートとっとり展」の開催について  
(障がい福祉課)・・・7
- 6 介護保険事業における指定取消等の処分の状況及び今後の対応方針について  
(長寿社会課)・・・8
- 7 第2回いきいき長寿鳥取県推進チーム会議の開催結果について  
(長寿社会課)・・・11
- 8 今年度実施する結婚支援事業の新たな取組について(えんトリーの設置等)  
(子育て応援課)・・・12
- 9 ハンセン病訴訟に係る控訴の提起について  
(健康政策課)・・・14
- 10 エボラ出血熱に係る患者移送訓練の実施について  
(健康政策課)・・・15
- 11 亜酸化窒素(シバガス成分)の知事指定薬物への指定について  
(医療指導課)・・・17

福祉保健部



## 「鳥取県生活困窮世帯等の子どもの教育環境向上のための推進協議会」 の開催概要について

平成27年12月1日  
福祉保健課  
小中学校課

次のとおり「第3回鳥取県生活困窮者世帯等の子どもの教育環境向上のための推進協議会」を開催しましたので、報告します。

### 1 開催状況

- (1) 開催日時 東部：平成27年10月16日（金）午後1時30分～3時30分  
中部：平成27年10月19日（月）午前10時～正午  
西部：平成27年10月19日（月）午後2時30分～午後4時30分
- (2) 開催場所 東部：県庁第2庁舎 第33会議室  
中部：中部総合事務所 B棟第301会議室  
西部：西部総合事務所福祉保健局 大会議室
- (3) 出席者 [市町村] 福祉、児童部局、教育委員会事務局、スクールソーシャルワーカー  
[県] 福祉保健部、教育委員会事務局、中部・西部総合事務所福祉保健局  
[その他] 県、市町村社会福祉協議会 東部24名、中部24名、西部33名 計81名

### 2 内容

生活困窮世帯等の子どもの学習支援の取組の現状、来年度に向けての検討状況等について意見交換を行った。

### 3 主な意見等

#### ○スクールソーシャルワーカーについて

- ・市部は、学校数が多く、各学校をまわって支援をしているが、個別ケースへの関わりは難しい。学校現場は、子どもに対する福祉部門の施策や制度を十分に知らない場合もあり、スクールソーシャルワーカーが学校にさまざまな情報提供・助言を行うほか、必要に応じて学校内に支援チームを立ち上げるなどの支援をしている
- ・虐待、不登校のために家庭との連絡が途絶えている場合など、非行・怠学傾向等に関する学校からの相談は多岐にわたる。
- ・子どもの貧困対策におけるスクールソーシャルワーカーへの期待に応えるためには、配置数を増やすだけでなく、勤務体制やスキルアップ、身分保証も同時に考えていく必要がある。週2回のような勤務体制では、できることに限界がある。

#### ○学習支援について

- ・町教育委員会としては、学校の授業で全児童生徒の学力向上を図るのが基本スタンスであり、学習支援はその上での取組と考えている。
- ・子どもに勉強を教えるだけでは十分とは言えない。「勉強は必要ない。」など、協力が得られにくい保護者もあり、保護者への関わりの必要性を感じる。
- ・「学習習慣を身につける」ためには、就学前などの低年齢の時期の指導が大切なのではないか。本来は学習支援や居場所支援を必要としない子どもを育てていくのがよい。
- ・短大や大学が近くにない自治体は、学習支援のボランティアの確保に困っている。塾に行けない世帯に対する支援と考えると、ある程度の指導力がなければならぬので、地域住民の誰でもよいわけではない。
- ・今年度から町教育委員会が中学生を対象に「地域未来塾」を始めた。スクールソーシャルワーカーや福祉部局が学校と連携し、生活困窮世帯等の子どもに対しては、より参加を促している。小学校高学年での実施についても要望検討している。

# 社会福祉法人あすなる会における損害賠償請求訴訟の終結について

福祉保健課  
平成27年12月1日

社会福祉法人あすなる会については、平成22年2月15日に改善命令を發出して以降、その改善状況について適宜報告してきたところですが、このたび別添のとおり、法人外流出した資金の回収を目的として、同法人が関係者らを相手取って提起していた損害賠償請求訴訟が終結した旨の報告書が同法人から提出されましたので報告します。

## 1 主な不適正事案に対する改善状況等

主な不適正事案	改善状況等	備考
1 法人の資金が(当時)理事長の関連会社甲に流出した。(流出額490,706,301円)	【刑事】 ○法人は、資金の法人外流出に関わった関連会社甲の元役員ら3名を刑事告訴し、関係者3名の有罪(業務上横領罪)が確定した。(最終H24.9.4)	常任委員会報告済み
	【民事】 ○一方、関連会社甲の元役員ら3名に対し損害賠償請求訴訟を提起するなど、流出した資金の回収に努めてきたが、関係者の破産等のため回収状況は低調(損害額4億9,000万円に対し、回収額は200万円)。	常任委員会報告済み
	○3名中2名に対する損害賠償請求訴訟は、関係者の死亡等により終結し、残り1名について、このたび平成27年9月18日に判決が出され、訴訟が終結した。 ＜判決のポイント＞ ・被告はあすなる会に対し、2億5,160万円及びこれに対する平成22年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。 ＜今後の法人の方針＞ ・債権回収に向け、顧問弁護士と協議・相談しながら被告の資産調査等の手続を進めることとしている。	
2 法人が認識しない法人名義の借入金が存在していた。	○金融機関からの法人名義の借入金残額(4億3,000万円)については、債務不存在確認訴訟を提起したが、敗訴が濃厚となり、裁判所の和解案(※)を受け入れて終結した。(H26.12.26) (※法人は債務を認め返済するが、金融機関は遅延損害金等を免除する。)	常任委員会報告済み

## 2 今後の県の対応

今回の損害賠償請求訴訟の終結により、不適正事案に係る改善措置命令に基づく指導としてはひとまず了とし、今後は通常の監査指導等により引き続き適正な法人運営に向け指導を行う。

## 3 参考(これまでの主な経過)

平成21年9月8日	あすなる会より資金流出の報告
平成22年2月12日	銀行から法人への貸金返還請求訴訟に対し、法人は債務不存在確認訴訟を提起
平成22年2月15日	法人に対して改善措置命令を發出
平成22年3～4月	第1次改善報告(3月15日)、第2次改善報告(4月13日)
平成22年9月1日	法人が関係者3名に対し損害賠償請求訴訟を提起
平成22年～25年	法人が破産者に対する破産債権を回収
平成26年12月26日	債務不存在確認訴訟について和解により終結
平成27年9月18日	損害賠償請求訴訟について終結

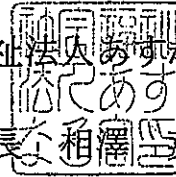


平成27年11月19日

鳥取県知事 平井 伸治 様

社会福祉法人あすなろ会

理事長 相澤 菜之



損害賠償請求訴訟の判決及び今後の取組みについて（報告）

平成22年9月1日に元役員らに対し提起した損害賠償請求訴訟については、平成27年9月18日に鳥取地方裁判所において、判決の言い渡しがありました。これに対し、被告から控訴（判決から2週間）の手続きがなく判決が確定しました。なお、判決内容は、次のとおりです。

判 決（抜粋）

主 文

- 1 被告は、原告に対し、2億5160万円及びこれに対する平成22年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の、その余を被告の各負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

本件については、11月18日に開催した理事・評議員会に報告するとともに、今後の債権回収について審議した結果、顧問弁護士と協議・相談しながら債権回収に向け、資産調査等の手続きを進めることと決定いたしましたので、報告いたします。

# 平成26年度就労系障害福祉サービス事業所の工賃結果について

平成27年12月1日  
障がい福祉課

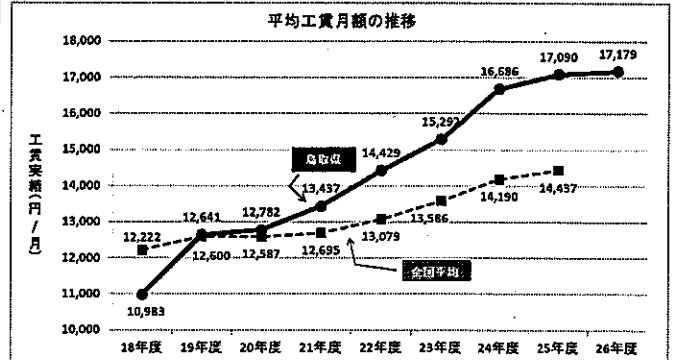
鳥取県では、平成19年度に工賃3倍計画を策定し、県内の就労系障害福祉サービス事業所等で働く障がい者の工賃水準を、平成18年度の月額約11千円から月額33千円以上の3倍とすることを目指し、障がいのある方が地域社会の中で自立した質の高い生活を送ることができるよう支援を行っています。このたび、平成26年度の工賃がとりまとまりましたので、その結果をお知らせします。

記

## 1 平成26年度工賃の状況

### 【概要】

- 工賃3倍計画の対象である107施設の県平均の工賃月額額は17,179円となり8年連続で増加した。
- 前年度から89円(+0.5%)増加し、工賃3倍計画の基準年度の平成18年度から約56% (増加額累計+6,196円)増加した。
- 昨年に引き続き1時間当たりの平均工賃額を集計したところ、213円であった。



※平成26年度の全国平均工賃月額額は、まだ公表されていません。  
(平成25年度では全国で8位)

### <平成26年度工賃実績に対する県の評価等>

- ア 工賃3倍計画事業による事業所の意識改革、事業所の経営方針等により工賃向上に積極的に取り組んだ事業所が、全体の平均工賃月額を押し上げてきているものとする。
- イ 目標である工賃月額33千円の達成に向けて、個々の就労系障害福祉サービス事業所の現状を把握し、事業所レベルに応じた支援を行うとともに、確実な工賃向上に繋がる大量受注体制を軌道に乗せていく。

施設種別		平均工賃額			増減率 (%)	
		18年度	25年度	26年度	18年度比	25年度比
就労継続支援B型事業所 (非雇用型) (工賃3倍計画対象事業所)	月額 (円/月)	10,983	17,090	17,179	+56.4%	+0.5%
	時間額 (円/時間)		211	213		+0.9%

(参考)

就労継続支援A型事業所 (雇用型)	月額 (円/月)		78,481	77,465		△1.2%
	時間額 (円/時間)		697	711		+2.0%

※ 就労継続支援A型事業所は工賃算出対象施設ではないが、計画において工賃向上のための各種事業の支援対象となっている。

## 2 工賃3倍計画の概要

- ア 工賃目標額 33,000円 (平成18年度の平均工賃月額約11,000円の3倍)
- イ 考え方 ・障がい者が地域で自立して生活するための最低収入を月10万円と設定(生活保護費相当)
  - ・これと障害基礎年金2級相当月額(約66,000円)の差額を目標値に設定  
(必要工賃月額=100,000円-66,000円=約33,000円)

## 3 工賃向上に向けた県の支援策

- ・工賃3倍計画事業による事業所カルテ及びベンチマーク(目標設定等)作成支援、アドバイザー(中小企業診断士等)派遣、各種研修による人材育成、販路・受注拡大推進事業、共同受注窓口の設置
- ・ハートフルサポート事業による新商品開発支援事業補助金、協働連携事業補助金 等

## 4 その他

個別の就労系障害福祉サービス事業所の工賃の状況は、とりネットで公表。  
鳥取県工賃の公表 (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=96955>)

# 「平成27年度水福連携モデルエリア運営事業御崎漁港水産加工所」の開所について

平成27年12月1日

障がい福祉課

11月3日(火・祝)、大山町の「御崎漁港」において、「御崎漁港水福連携モデルエリア事業水産加工施設開所式」が行われました。(運営主体：NPO法人ライヴ)

## 1 水福連携モデルエリア運営事業御崎漁港水産加工所の概要

- (1) この施設は、御崎漁港内の漁師小屋を改修した、複数の障害福祉サービス事業所が参加できる水産物の共同加工場です。
- (2) 運営主体のNPO法人ライヴで製造される水産加工品は、地元漁師からの直接仕入れの新鮮さから都市部バイヤーからの引き合いも多く、この施設の設置により大量発注への対応が可能となります。

取引先 (JR 西日本、とっとり・おかやま新橋館、伯耆酪農商事 (大山乳業の大阪での販売会社)、三越デパート (漁師の名前での OEM 販売) 等)  
商 品 (板わかめ、白いかスルメ、乾燥岩もずく等)

- (3) 本県は、この共同作業場の設置及び運営について補助金により支援を行って来ました。(6月補正：11,287千円)
- (4) 本事業により、障がいのある方の水産加工技術の習得による工賃向上や一般就労移行が進むことが期待されます。

### <参考>

#### NPO法人ライヴの概要

- (1) 所在地：米子市淀江町
- (2) 就労継続支援 B 型事業所「リヴよどえ」を運営 (定員 20 名)

## 2 利用 (予定) 事業所

利用事業所 3 事業所 (11 月 6 日現在)

ほっとサロン (大山町)、小竹の郷 (大山町)、東伯けんこう (琴浦町)

今後利用予定事業所 3 事業所 (11 月 6 日現在)

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会琴浦ふれあい事業所 (琴浦町)、ストック作業所 (大山町)、あそしえ (米子市)

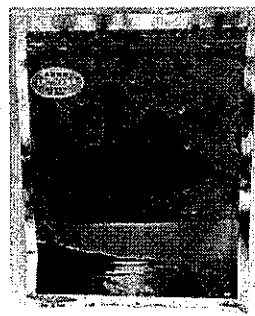
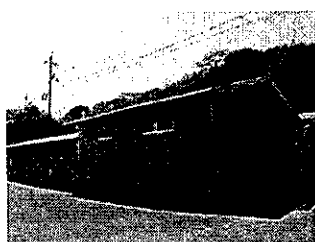
### ●当加工所の製造予定商品例

板わかめ

白いかスルメ

加工所全景 (約 60 m<sup>2</sup>)

加工所内風景





## 「あいサポート・アートとっとり展」の開催について

平成27年12月1日  
障がい福祉課

平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会（あいサポート・アートとっとりフェスタ）」の成果を未来に引き継ぐため、障がい者が取り組む作品制作活動（絵画、書道、立体造形等）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり展」（鳥取県障がい者芸術・文化作品展）を開催します。

### 1 会期・場所等

区分	会期	場所	展示内容
本展	12月6日(日) ～12月17日(木)	米子市美術館 全館	全点展示
中部巡回展	平成28年1月15日(金) ～1月21日(木)	くらよしアートミュージアム 「無心」	受賞作品 中部地区作品
東部巡回展	平成28年1月29日(金) ～2月4日(木)	とりぎん文化会館 展示室	受賞作品 東部地区作品

- 2 作品数 応募のあった県内の障がい者の作品 346点  
(内訳) 美術部門：317点、文芸部門：27点、マンガ部門：2点  
※全国大会終了後も多くの障がい者が作品制作に取り組んでいます。  
※鳥取県内のみで実施した公募展では過去最大の応募数です。

### 3 同時開催作品展

魅力ある展示会とするため、次の展示会を同時開催します。

(1) 金澤翔子作品展 (3点)

書家の「金澤翔子」さんの力強い作品を展示します。

(2) アーティストと障がい者によるコラボアート展 (1点)

鳥取県生まれのイラストレーター「Clara (クララ)」さんと2人の障がい者が共同で制作したカラフルでかわいい巨大アート作品を展示します。

(3) 造形ワークショップ作品展 (100点程度) ※本展のみ

11月8日(日)に鳥取県立福祉人材研修センターで開催した造形ワークショップで障がいのある方たちが作成した作品を展示します。(講師は岩美町の陶芸家「岡野元房」さん)

### 4 オープニングセレモニー

(1) 日時 平成27年12月6日(日) 11:00～11:30

(2) 会場 米子市美術館 1階ロビー

(3) 内容 ・皆生養護学校と米子西高等学校の生徒によるコラボ書道パフォーマンス  
・金澤翔子さんからのあいサポート・アートとっとり展へのメッセージ披露  
・テープカット 等

### 5 表彰式

(1) 日時 平成27年12月13日(日) 13:00～13:30

(2) 場所 米子市美術館

(3) 内容 ・障がい者の国際音楽コンテスト「第12回ゴールドコンサート」でグランプリを受賞した「DJ Yuta&Yuichi」によるミニライブ  
・各部門ごとに、最優秀賞、金賞、銀賞、銅賞を表彰 等

# 介護保険事業における指定取消等の処分の状況及び今後の対応方針について

平成27年12月1日  
長寿社会課

## 1 介護保険事業における指定取消等の処分状況等（別添参照）

### ●全国及び鳥取県における介護保険事業における指定取消等の処分状況

#### 〈全 国〉

- ・平成26年度の指定取消等の処分数は95件（119事業所）  
（件数最多：千葉県（13件））
- ・指定取消処分を実施したことの無い都道府県はなし

#### 〈鳥取県〉

- ・平成23年度に1例目の指定取消処分を実施
- ・平成24年度～平成26年度は、指定取消等の処分なし
- ・平成27年度10月末までに、3件（3法人で4事業所）の指定取消処分を実施  
（県内2～4例目）

### ●中国地方各県における介護保険法関係指導・監査体制の状況

県名	介護保険法関係指導・監査体制	監査の実施状況等に関する聞取結果
鳥取県	7名～11名（うち地方機関7名～11名）	■指定取消などの処分につながる「監査」の実施については、「通報」を起因としたものが圧倒的に多い。  ■「実地指導」で不正請求等が発見されることは滅多にない。
島根県	14名	
岡山県	25名（うち地方機関17名）	
広島県	27名（うち地方機関23名）	
山口県	44名（うち地方機関41名）	

※各県とも政令市等に所在する事業所については各政令市等において所管

## 2 今後の対応方針の概要

- ・平成23年の県内初の介護サービス事業者の指定取消処分を受け、再発防止（事業者の遵法意識を向上させるための方策）と不適正事案を発見するための方策等の対応策を実施しており、特に通報窓口の周知などが今回の不適正事例の発見に寄与していると考えられる。
- ・引き続き指導等を着実に実施していくとともに、不正請求などの法違反の事例に対しては、今後も厳正に対応していくこととし、必要な場合には本庁等からも可能な範囲で人員派遣を行うこととする。
- ・また、法違反については、事業者個人又は法人のモラルの問題であるところが大きく、適正な事業運営が行われるよう、事業者用の運営の手引などを作成し、適切な運営について働きかけを行う。
- ・さらに、新規に介護事業に参入する法人等に対しては、早期の運営適正化に向け、指定時の指導や指定後可能な限り早い時期に実地指導を行うなど、指導の徹底を図ることとする。

## 福祉・介護サービスの指導監督に係る今後の対応について

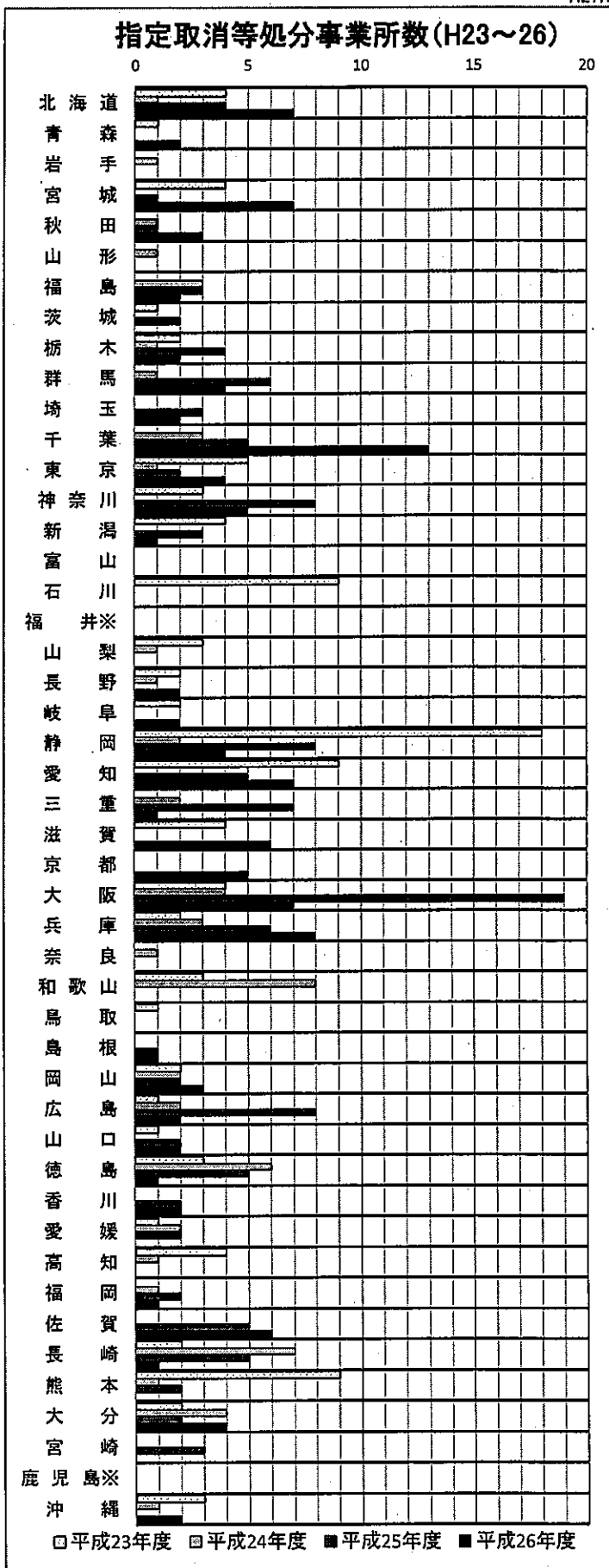
- 1 既存事業者への事業所運営に係る注意喚起及び指導の徹底
  - (1) 各事業所運営の法人代表者に注意喚起文書の発出  
各事業所において介護サービスの適正な運営を行うよう、改めて、各事業所を運営する法人代表者に対して、注意喚起文書を発出した。
  - (2) 集団指導等による注意喚起及び更なる指導  
既存事業者に対し、例年実施している集団指導やその他の機会において、不適正事案に係る注意喚起を行うとともに、適正運営化に向けた指導の強化を図る。
- 2 事業者の新規指定時における指導の更なる強化
  - (1) 介護サービス事業者の指定（以下「指定」という。）の際に使用する新規申請時のチェックリストについて、事業者に対する事前のチェック機能の強化・充実を図るため内容の見直しを行う。（各福祉保健局等と内容協議中）
  - (2) 新規指定申請前における事前相談の徹底を図り、事業運営の考え方などを十分に確認するとともに、指定基準の周知を図る。
  - (3) 新規に介護サービス事業者として参入する者（以下「新規参入者」という。）に対して、適正な運営を行うよう、指定通知書を交付する際に注意事項や重要事項に関する指導を徹底する。
  - (4) 新規参入者に対しては、指定を行った後、実態として適正な運営が行われているかを確認し、早期の適正運営化を図るため、指定後可能な限り早い時期に実地指導を行う。（島根県等で同様の対策を実施）
- 3 事業者の適正運営を促すための手引等の作成  
介護サービス事業に係る運営のポイントや誤りが生じやすい事項、特に注意が必要な事項等を分かりやすく整理した「介護保険事業者の運営の手引（仮称）」等を、まずは、全国的に不適正事例の頻発している「通所介護」・「訪問介護」・「居宅介護支援」の事業について作成し、ホームページなどで公表するなど、各事業者における介護サービス事業の運営基準等を明確化して、適正な運営を促す。（作成中）
- 4 監査体制の強化  
指導・監査の実施権限を有する東部福祉保健事務所、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局（以下「指導・監査部局」という。）において、監査により集中的に対応する必要のある事案が発生した場合には、指導・監査部局の求めに応じて、本庁を含む関係部局からも協力可能な範囲で人員を派遣し、監査体制の強化を図る。  
職員の配置及び人材育成等については、今後検討していく。
- 5 指導・監査部局に対する人員以外の支援  
指導・監査部局に対して、指導・監査の充実に資するよう、当該指導・監査に必要な介護保険報酬に係る解説マニュアル等の購入や研修受講のための費用等を予算として確保し、担当職員の更なるスキルアップを図る。

(別添)

# 介護保険事業における指定取消等処分事業所数 (H23～26年度の各年度ごとにおける都道府県・政令市等の処分の計)

H27.10

都道府県	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
北海道	4	1	4	7
青森	1	0	0	2
岩手	0	1	0	0
宮城	4	0	1	7
秋田	0	1	1	3
山形	0	1	0	0
福島	0	3	3	2
茨城	1	0	2	0
栃木	2	1	4	2
群馬	0	1	6	4
埼玉	0	0	3	2
千葉	0	3	5	13
東京	5	1	2	4
神奈川	3	0	8	5
新潟	4	0	3	1
富山	0	0	0	0
石川	9	0	0	0
福井※	0	0	0	0
山梨	3	1	0	0
長野	2	1	0	2
岐阜	2	0	0	2
静岡	18	2	8	4
愛知	9	0	5	7
三重	0	2	7	1
滋賀	4	0	0	6
京都	0	0	0	5
大阪	4	4	19	7
兵庫	2	3	6	8
奈良	0	1	0	0
和歌山	3	8	0	0
鳥取	1	0	0	0
島根	0	0	1	1
岡山	2	2	2	3
広島	1	2	8	2
山口	1	0	2	2
徳島	3	6	5	1
香川	0	0	2	2
愛媛	1	2	2	0
高知	4	1	0	0
福岡	0	1	2	1
佐賀	0	0	5	6
長崎	2	7	5	1
熊本	9	1	2	0
大分	2	4	2	4
宮崎	0	0	3	0
鹿児島※	0	0	0	0
沖縄	3	1	0	2
全国計	109	62	128	119



※処分数:指定取消、効力の全部停止、効力の一部停止の合計事業所数

※福井県、鹿児島県はH22以前に取消事例あり

## 第2回いきいき長寿鳥取県推進チーム会議の開催結果について

平成27年12月1日

長寿社会課

「とっとり元気づくり推進本部」に設置された「いきいき長寿鳥取県推進チーム会議」の第2回会議を下記のとおり開催しました。

### 記

- 1 日時 平成27年11月18日(水) 午前10時～午前11時20分
- 2 場所 県庁第4応接室
- 3 出席者 副知事(チーム長)  
関係部局長等(元気づくり総本部、地域振興部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、警察本部)

### 4 議題

- (1) 事業者・関係機関等からの主な意見について
- (2) 検討項目における取組状況・今後の取組方針について

### 5 会議の概要

目標の実現に向けて、チームで取り組む検討分野及び検討項目ごとの取組状況等を確認・共有し、年度内及び来年度に向けての取組等について議論を行った。

〔検討分野ごとの具体の検討項目〕

検討分野	検討項目	検討項目のうちプロジェクトとして取り組むもの
I 健康寿命の延伸	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ がん検診受診対策など安心・高度な医療・介護体制構築</li> <li>○ 医療機能の地域内連携促進</li> <li>○ 鳥取大学と連携したとっとり方式認知症予防対策</li> <li>○ 医師、看護師、薬剤師、介護人材等の育成・確保</li> <li>○ 元気と健康を支える地域・職域での健康マイレージ推進</li> </ul>	<p>【健康いきいきプロジェクト】</p> <p>◇健康寿命の延伸実現 WG (取組内容) 健康マイレージ、健康ウォーク推進、健診率向上</p> <p>◇認知症予防の取組先進 WG (取組内容) 早期検診、予防体操(気軽にチェック、楽しく予防)</p>
II 地域を支える存在としての高齢者の活躍の後押し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者技能人材バンク設置など元気シニアの活躍支援</li> </ul>	<p>【シニア元気活躍プロジェクト】 (取組内容) シニア人材の活躍の場を提供する取組を充実・拡充</p>
III 多様な活動を通じた高齢者の生きがい増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グラウンドゴルフの聖地化</li> <li>○ 生涯スポーツの推進</li> </ul>	<p>【グラウンドゴルフ国際拠点作りプロジェクト】 国際大会の開催、公認競技サーキットグラウンドチャンピオン大会、国際的な競技団体の形成</p>
IV 暮らしやすい地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支え愛活動や見守り運動の充実により絆を活かしたコミュニティづくり</li> <li>○ 安心・安全の確保</li> </ul>	

### 〔主な意見〕

- ・ ウォーキングについて、WTC(ワールドトレイズカンファレンス)を中部で開催する。健康をアピールする機会とすることを検討すること。
- ・ 認知症対策は、日本一を目指すくらいの勢いで取り組んでいくべき。
- ・ 高齢者の活躍(いきがい)について、ボランティア活動、生涯現役、起業支援、ミドルシニアの就労など、前向きで明るい部分に意識を持って取り組むことが必要。
- ・ 仕事をしていないが就労を希望する高齢者は多い。企業も若い人は難しいから高齢者をという声もある。
- ・ 「とっとりシニア人材バンク」、「とっとりいきいきシニアバンク『生涯現役』」、「シルバー人材センター」などのそれぞれの役割等について、県民にわかりやすく周知しないといけない。
- ・ グラウンドゴルフは健康スポーツとして普及している。鳥取県での世界大会開催は戦略を持って進めることが必要。
- ・ 運転免許センターに看護師等を配置し、認知症等の方の早期発見・受診勧奨等の相談業務に取り組む。
- ・ 高齢者等が運転免許を返納した場合において、返納後の交通手段の確保が課題。

### 〔確認事項〕

- ・ 今後も、各部局で連携しながら、いきいき長寿の社会づくりになる事業の取組を進めていく。
- ・ 鳥取県元気づくり総合戦略に掲載されている施策を意識して進めていく。

## 今年度実施する結婚支援事業の新たな取組について（えんトリーの設置等）

平成 27 年 12 月 1 日

子育て応援課

### 1 えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）の設置について

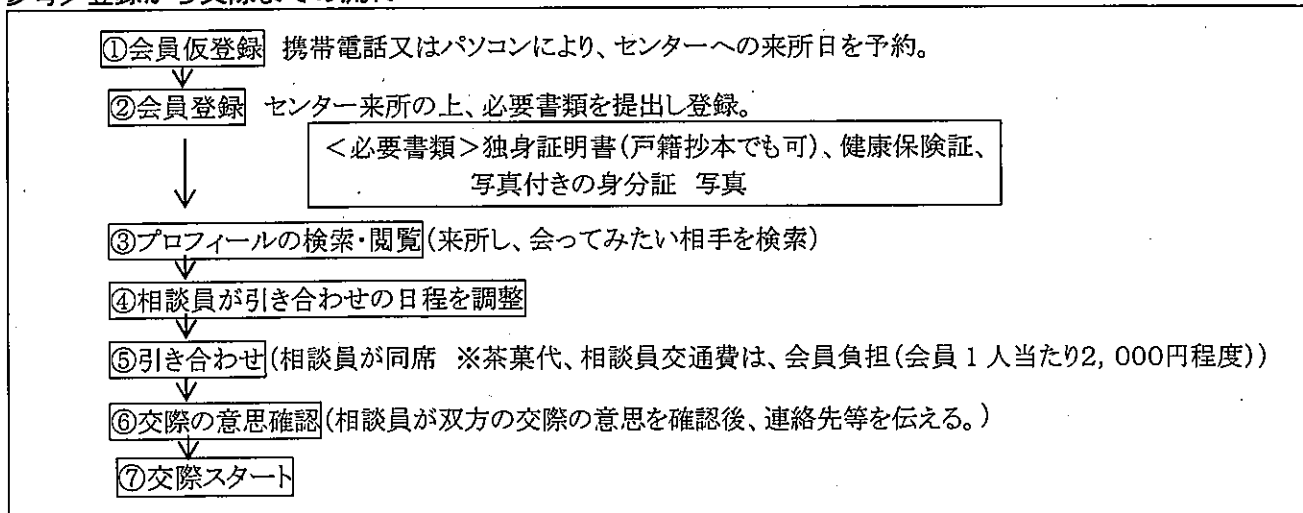
結婚を希望する者同士のマッチングを行う「えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）」を県内 2 か所（鳥取、米子）に設置することとし、12 月 16 日（水）午前 10 時から鳥取センターにおいて開所式を行います。

会員募集は、12 月 13 日（日）に開催する「とっとり婚活必勝フェスタ」から会員仮登録を開始します。

#### <概要>

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 所在地   | 《鳥取センター》鳥取市本町 2-123 三井生命保険鳥取ビル 1 F<br>《米子センター》米子市加茂町 2-180 国際ファミリープラザ 4 F<br>(その他地域は出前により対応)  |
| (2) 開所式   | 《日 時》平成 27 年 12 月 16 日（水）午前 10 時から<br>《場 所》鳥取センター（鳥取市）  |
| (3) 登録対象者 | 県内在住者、県内勤務者、鳥取県への移住を希望する者<br>ただし 20 歳以上の結婚をしていない男女に限る。  |
| (4) 登録費用  | 10,000 円（2 年間有効）ただし、今年度内に入会する者は無料（1 年間有効）。  |
| (5) 開設日   | 火曜日～木曜日 (10:00～20:00)<br>土曜日、日曜日、祝日 (10:00～18:00)   |
| (6) 休業日   | 月曜日、金曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）   |
| (7) 事業受託者 | 一般社団法人鳥取県法人会連合会   |
| (8) その他   | 公式サイトは平成 28 年 1 月に開設予定。<br>(会員仮登録用ホームページについては、12 月 13 日から開設予定)<br>※ 公式サイトが開設されるまでの間は、とりネット上に情報を公開。<br>URL : <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/252759.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/252759.htm</a><br>その他事業周知用パンフレット、新聞広告、テレビCMによる広報を実施。 |

#### <参考>登録から交際までの流れ



## 2 とっとり婚活必勝フェスタの開催について

結婚を希望される方が、より早期に成婚へと結びつくことができるよう、鳥取県における婚活の効率性を高め、また、及び地域全体で結婚に向けて支援するという機運の醸成を図ることを目的として、「とっとり婚活必勝フェスタ」を開催します。

### <概要>

- (1) 開催日時 平成 27 年 12 月 13 日(日)13 時～17 時
- (2) 場所 米子市公会堂(米子市角盤町2丁目 61 番地)
- (3) プログラム
  - 13 時～ 開会セレモニー(開会挨拶、子育て川柳コンテスト表彰式等)
  - 13 時 30 分～ 基調講演 講師:羽林 由鶴(はねばやしゆず 恋愛カウンセラー)  
「幸せな結婚で今よりもっと明るい人生を送るために」
  - 14 時 45 分～ 分科会(第1部)
    - ・ご家族向け 講師:田中富士美(断捨離講師)  
「身の回りを整えて、もっと幸せになろう」
    - ・企業向け 講師:真島 恒雄(社会保険労務士)  
「社員の結婚を応援すれば、会社も元気になる」
  - 16 時～ 分科会(第2部)
    - ・独身の方向け 講師:谷口 義明(日本ヘアデザイナー協会)  
「あなたの隠れた魅力に気付く方法」
    - ・婚活イベント主催者向け 講師:宮本 育代(NPO法人むすび代表)  
「マッチングの秘訣教えます」
  - その他(常設)
    - ・ウェディングドレス展示・試着会
    - ・エントリー入会申込み(仮登録)受付他

## 3 とっとり結婚っていいな！キャンペーンの実施について

これから結婚を考える若い世代に、結婚をより身近に感じてもらい、結婚に対する不安感の解消、結婚への意欲向上を図ることを目的として、結婚生活の具体的なイメージを複数の媒体を用いて発信する「とっとり結婚っていいな！キャンペーン」を実施しています。

### <概要>

- (1) 実施期間 平成 27 年 10 月 15 日(木)～平成 28 年3月 31 日(木)
- (2) 内容 各種媒体により、結婚に対する具体的なイメージを発信する。
- (3) 実施媒体  
テレビ、ラジオ、イメージポスター、新聞広告、フリーペーパー、県外者向けパンフレット  
オフィシャルウェブサイト

## ハンセン病訴訟に係る控訴の提起について

平成 27 年 12 月 1 日  
健 康 政 策 課

ハンセン病訴訟では、第 1 審（H27.9.9）において原告の請求が棄却されたところですが、この度、原告からハンセン病に係る控訴の提起があり、控訴状が 10 月 26 日に県に届きましたので報告します。

### 1 控訴人（原告）

ハンセン病の療養所非入所者（女性・故人）の息子

### 2 控訴の概要

#### （1）趣旨

①原判決を取り消す

②被控訴人国及び県は控訴人に対し、金 1925 万円及びこれに対する平成 22 年 5 月 18 日（県は 16 日）から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払え  
（なお、数額の重なり合う範囲で連帯支払いを求める）

③訴訟費用は第 1、2 審とも被控訴人の負担とする  
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

#### （2）理由

原判決には事実誤認の違法があり、取り消しを免れないものである。

### 3 被控訴人 国及び県

### 4 鳥取地方裁判所判決の概要（平成 27 年 9 月 9 日）

#### （1）事件の概要

ハンセン病の療養所非入所者（女性・故人）の息子が、国のハンセン病隔離政策により、母が差別による精神的な苦痛を受けたこと及び息子自身も差別による精神的被害を受けたとして、国と鳥取県に対し、慰謝料等の国家賠償（母の法定相続分＋原告固有の損害）を求め、平成 22 年 4 月に鳥取地裁に提訴（個人訴訟）したものの。

#### （2）判決の内容

① 原告の請求をいずれも棄却する。

② 訴訟費用は原告の負担とする。



## エボラ出血熱に係る患者移送訓練の実施について

平成27年12月1日

健康政策課

万が一、本県でエボラ出血熱患者が発見された場合に迅速に対応できるよう、県と感染症指定医療機関等の関係機関職員による感染防護具着脱及び患者移送・検体搬送の訓練を実施しました。

### 1 訓練の概要

(1) 日時 11月6日(金) 午後1時から午後5時まで

(2) 場所 倉吉市昭和町150 鳥取県立厚生病院(第1種感染指定医療機関)

### (3) 参加機関

〔感染症指定医療機関〕

鳥取県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院、鳥取県済生会境港総合病院

〔消防機関〕

東部広域行政管理組合消防局、中部ふるさと広域連合消防局、西部広域行政管理組合消防局

〔国の機関〕 広島検疫所境出張所

〔県の機関等〕

東部福祉保健事務所、中部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所福祉保健局、警察本部警備第二課、鳥取市、健康医療局健康政策課(実施主体)

### (4) 訓練等の内容

ア) 感染防護具着脱訓練 午後1時から午後2時40分

<講師:鳥取県立厚生病院 秋藤 洋一 医療局長>

イ) 患者移送・検体搬送訓練 午後3時から午後5時

<概要> 疑い患者を、感染病患者隔離搬送装置(アイソレータ)に収容し、倉吉保健所の感染症患者移送車で移送し、県立厚生病院地下駐車場から専用エレベーターで感染症病棟に搬入するとともに、検体搬送訓練を実施

<実施フロー> 厚生病院への患者到着 ⇒ 病室への患者移送 ⇒ 検体(血液等)の採取及び梱包 ⇒ 検体搬送 ⇒ アイソレータの廃棄・ストレッチャーの消毒 ⇒ 個人防護具の着替え ⇒ 移送車両の消毒

### (5) 訓練後の振り返り会議で抽出された課題及びその対応策

- 保健所の移送担当者が病床内で対応に手間取ったので、感染症病棟の構造や経路を事前に知っておくこと。
- 移送担当者は行動のシミュレーションをして、理解しておくこと。  
防護具を装着しないで行動シミュレーションを繰り返す訓練も有効。
- 感染防護具の外側は汚染されているという認識を常にもち、慌てないで慎重に作業すること。

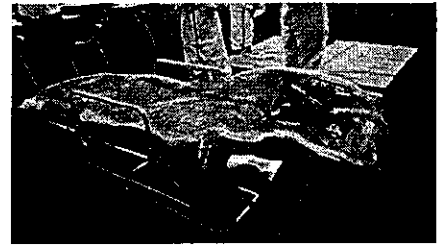
#### 【対応策】

- ・ 保健所単位で、感染防護具を装着せず比較的簡易に行える行動シミュレーショントレーニングを繰り返し実施し、行動の流れに習熟する。また、後日県立厚生病院でもこのようなトレーニングを繰り返し実施し、病院の構造の把握にも努める。

**【参考】**

◆感染症患者隔離移送装置（アイソレータ）について

- ・平成27年1月23日に、エボラ出血熱対応のために購入
- ・各保健所に1台ずつ、計3台配備
- ※ ハードケースのものを、既に各保健所に1台ずつ配備済
- ・収容部分はソフトケースで、使用後は廃棄



◆当日の訓練の様子

防護具着脱訓練	感染症病床での処置状況	検体の受け渡し	移送車の消毒

## 亜酸化窒素（シバガス成分）の知事指定薬物への指定について

平成27年12月1日

医療指導課

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、8月28日付けで知事指定候補薬物に指定したシバガスについて、薬物専門アドバイザーの意見を聴き、その内容物である亜酸化窒素を次のとおり知事指定薬物に指定した。



### <亜酸化窒素の知事指定薬物への指定>

#### 1 指定日 10月20日（火）

※シバガスの知事指定候補薬物の指定は、同日付けで解除

#### 2 指定方法

- ・成分を特定する条例第9条第1項第1号による指定
- ・亜酸化窒素は医療用のほか、食品添加物や工業用などの幅広い用途で使用されており、告示でこれらの適正な用途での使用を規制対象から除外した。

#### 3 最近の亜酸化窒素の規制に係る国・地方自治体の動き

マスコミの報道後、国・地方自治体が迅速に規制に取り組んだことにより、インターネット等による国内での流通は非常に少なくなっている。

#### 【厚生労働省】

- ・9月30日にシバガス及びその類似品を医薬品の無許可販売で指導取締する旨の通知を发出
- ・12月上旬に亜酸化窒素は医薬品医療機器等法の大指指定薬物に指定される見込み。

#### 【地方自治体】

- ・亜酸化窒素を知事指定薬物に指定（10/9 公布 京都府、10/28 公布 滋賀県）
- ・シバガスを条例で定める危険薬物として規制（兵庫県）

#### 【参 考】

亜酸化窒素は、医療用の麻酔ガス、食品添加物や工業用として使用されている。

乱用すれば、多幸感や陶酔、続いて意識消失が起こり、反復摂取により依存性が生じ、また、神経障害などの健康被害が起こる。

